○国土交通省告示第千四十四号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千七十一号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年十月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

「福島定住等緊急支援交付金」の次に「及び長期避難者生活拠点形成交付金」を加える。

一の1（東日本大震災復興特別会計）の表の目の欄中、「福島定住等緊急支援交付金」の次に「長期避難者生活拠点形成交付金」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十五年度の予算に係る補助金等から適用する。

○海上保安庁告示第二百号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十五日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三四度〇五分〇三秒東経一三八度〇七分五九秒の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三四度一〇分五〇秒東経一三七度二三分一〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三三度四〇分一二秒東経一三六度五九分四五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三三度二六分東経一三六度四〇分の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三三度二〇分〇二秒東経一三六度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(チ)　北緯三三度〇九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(リ)　北緯三三度二一分東経一三四度五六分四〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ヌ)　北緯三三度五二分一六秒東経一三四度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(ル)　北緯三三度四九分東経一三三度四〇分の地点を中心とする半径〇・六海里の円によって囲まれる区域内

(ヲ)　北緯三三度二五分四一秒東経一三四度〇一分五二秒の地点を中心とする半径一・〇海里の円によって囲まれる区域内

(ワ)　北緯三三度二二分〇五秒東経一三三度一三分〇九秒の地点を中心とする半径〇・六海里の円によって囲まれる区域内

(カ)　北緯三二度五五分五一秒東経一三三度三四分三五秒の地点を中心とする半径一・六海里の円によって囲まれる区域内

(ヨ)　北緯三二度二三分東経一三二度二五分〇二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(タ)　北緯三二度五八分二六秒東経一三二度二九分四二秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十五年十一月十六日から平成二十五年十二月二日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　五管区水路通報第四十三号（平成二十五年十一月一日発行）及び十管区水路通報第四十二号（平成二十五年十一月一日発行）

○関東地方整備局告示第四百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十五日

関東地方整備局長　深澤　敦志

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第千四百六十四号長野都市計画及び須坂都市計画下水道事業千曲川流域下水道（下流処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十年十一月五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第四百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十五日

関東地方整備局長　深澤　敦志

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千五百五十八号長野都市計画、千曲都市計画及び坂城都市計画下水道事業千曲川流域下水道（上流処理区）

三　事業施行期間　自平成三年八月二十三日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十五日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第二百五十七号津都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十七年二月二十三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　変更後　敷地の幅員　延長

周南市大字戸田字東種森二六二五番二から同市大字戸田字八反田二七二二番三まで　前　三八・八〇～一〇九・五〇（メートル）　後　四六・〇〇～一五一・七〇（メートル）　〇・二四八（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所